

防犯灯の料金負担及び維持管理要領

(趣旨)

第1 この要領は、市内の町内会その他の団体（以下「町内会等」という。）が設置した防犯灯（道路を通行する歩行者の夜間の通行の安全確保及び犯罪防止を図るための照明灯をいう。以下同じ。）の電気料金（以下「料金」という。）の負担及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(料金の負担)

第2 市長は、防犯灯を設置した町内会等（飲食店街又は商店街を形成する町内会を除く。以下同じ。）からの申請を受け、これを適当と認めるときは、当該防犯灯の電気料金を負担するものとする。ただし、灯具の契約電力が60ワットを超える防犯灯にあっては、60ワットまでの部分に係る料金を市が負担し、60ワットを超える部分に係る料金（以下「超過料金」という。）は、町内会等が負担するものとする。

2 前項の料金負担の対象となる防犯灯は、防犯灯間の距離がおおむね20メートル以上であるものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当しない防犯灯で、特に必要があると認めるものについては、その料金を負担することができるものとする。

(料金負担の申請)

第3 料金負担の申請をしようとする者は、防犯灯料金負担申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類各1部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金支払領収書の写し
- (2) 防犯灯設置場所の見取図又は電気使用申込書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(料金負担の決定)

第4 市長は、料金負担の申請があったときはその内容を審査し、料金負担をすることを適当と認めるときは市の負担額を決定し、防犯灯料金新規負担通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知する。

(料金の支払方法)

第5 料金の負担は、防犯灯契約名義を「八戸市」に変更し、市が当該料金を電力会社に支

払うことにより行う。

- 2 第2第1項ただし書の規定に該当するときは、市は電力会社に支払った料金のうち超過料金に相当する額を納入通知書により町内会等に請求し、町内会等は当該納入通知書により当該超過料金に相当する額を市に納付しなければならない。

(維持管理の責任及び費用の負担)

- 第6 町内会等が設置した防犯灯の維持管理の責任及び料金以外の費用の負担は、料金負担に係る防犯灯の名義を市に変更した後においても、当該防犯灯を設置した団体が負うものとする。

(関係書類の備付け)

- 第7 市は、当該料金負担に係り提出した電気使用申込書の写しを当該防犯灯の撤去の日まで備え付けておくとともに、その他の関係書類を八戸市文書編集保存規程（昭和39年八戸市訓令第2号）に則り整理保存するものとする。

- 2 町内会等は、料金負担に係る防犯灯の名義を変更した後においても、当該防犯灯の設置及び料金負担申請に係る書類を備え付けておくものとする。

附

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附

この要領は、平成22年4月1日から実施する。